

VI 経営形態の見直し

新公立病院改革ガイドラインでは、経営形態の見直しに係る選択肢として「地方公営企業法の全部適用」、「地方独立行政法人化（非公務員型）」、「指定管理者制度の導入」、「民間譲渡」及び「事業形態の見直し」が掲げられ、それぞれの留意事項が示されています。特に「地方独立行政法人化（非公務員型）」については、『現在一部事務組合方式により設置されている病院で、構成団体間の意見集約と事業体としての意思決定の迅速・的確性の確保に課題を有している場合にも、地方独立行政法人方式への移行について積極的に検討すべきである。』とあり、国が強く推し進める経営形態です。

現在、当院は一部事務組合で地方公営企業法の一部適用という経営形態にて運営を行っていますが、

- ① 構成市との協議や連絡調整が円滑にできており、意思決定も迅速にできていること
- ② 構成市の意向を反映しながらも、自律的・弾力的な経営ができていること
- ③ 病棟再編など適宜行い、事業形態の見直しを図っていること

以上のことにより、現状の経営形態で『公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること』という公立病院改革の目的を達成することができると思われるため、引き続き現在の経営形態のまま運営していきます。